



平成 20 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネット マ ー ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 純  
(コード番号:3713 東証第二部)  
問 合 せ 先 マーケットコミュニケーション部長 三谷一志  
(TEL:03 - 3423 - 3291)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定等について

当社は、当社社員が行った循環取引に伴う不正な会計処理により、当社が実施した過年度決算の訂正に関し、金融商品取引法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認定され、本日、金融庁により課徴金納付命令が決定され、納付命令決定書を受領しました。当社としましては、当該決定に基づく納付告知書に従い、課徴金3,000,000円を納付する所存でございます。

これを受け本日、株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第507条第1項の規定に基づく注意勧告を受けました。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令及び東京証券取引所からの注意勧告を真摯に受け止め、今後二度と同様の問題を起こさぬように内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいり所存であります。

皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考

- ・ 金融庁ホームページ掲載内容

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080118-1.html>

以上